

南あわじ市 平成 19 年度 事務事業評価シート  新規  継続  
( 事務 組織用)

## I 基本事項

整理番号 384

事業名	介護保険特別事業勘定繰出金(事務費)		予算科目	会計	一般会計・1
担当部課名	健康福祉部	長寿福祉課		款	民生費・3款
電話	0799 - 44 - 3005			項	社会福祉費・1項
事業分類	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的(法定)事務 <input type="checkbox"/> 任意的(自治)事務	法的根拠 (法令、条例、要綱等)	目	介護保険運営費・10目	
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり_元気あふれ_住んで快適なまちづくり_			
	まちづくりの目標	子どもを産みたい_育てたいまち[子育て]			
	施策目標	すべての人が安心してまちに出て、日常生活や地域での交流が行える環境をつくる			
該当する事業について「 」を選択			一般事務		組織運営

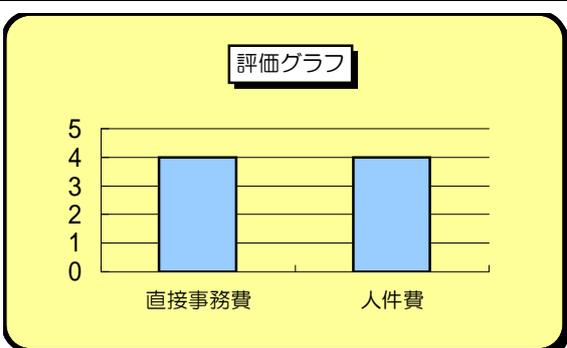
## II Plan (計画・事務内容)

事務概要	目的	<p>対象(誰を・どのような状況の人を)</p> <p>65歳以上の高齢者及び40歳以上65歳未満の方で要支援・要介護認定者</p> <p>対象人数(人) 14,068</p> <p>意図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入)</p> <p>介護を必要とする高齢者等の個々の状況に応じたサービスを提供することにより安心して生活ができるよう介護保険事業を円滑に実施する。 また、要介護者を増やさず、重度化させない取り組みやサービスの適正化に努める。</p>
	実施内容	<p>(何をどのような手段・内容・手順により目的を達成させるのか)</p> <p>高齢者を対象とした介護予防事業の実施及び適正な介護認定並びに介護サービスの利用について広報またパンフレット等で広く知らせる。また、事業所指導や介護支援専門員の研修等を実施し、介護保険事業の円滑な運用を図る。</p>
	事務内容	<p>(具体的に実施した事務内容など)</p> <p>介護サービスの適正な利用と事業運営に要する事務として、被保険者の資格得喪、介護保険料の賦課徴収、介護認定審査に係る事務及び給付管理事務等を実施し、それに要した費用について一般会計からの繰出金をあてる。</p>
合併協議事務調整内容	<p>(合併前における事業実施団体と合併時における事務調整経緯)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 旧緑町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧西淡町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧三原町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧南淡町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧広域事務組合 <input type="checkbox"/> 新市から</p> <p>介護保険給付事業、それに伴う事務事業及び認定審査会事業は継続事業である。 平成16年度までの第1号被保険者の介護保険料基準額については、総給付見込額と被保険者数等によって各町ごとに算出されていたが、平成17年度の基準額は市で新たに算出し、普通徴収の納期についても年6回とした。又、平成18年度以降3カ年の保険給付等を見込み第3期の事業計画を作成し介護保険料を見直し基準額を年額39,000円とした。 なお、平成17年度の税制改正により所得段階が上がった方に対しては、保険料負担の急増を避けるため平成18年度、平成19年度2段階で緩和措置を行っている。(朱の部分については合併後のことであるから削除する。)</p>	

## Ⅲ Do (活動内容、投入資源・コスト)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
資源配分 インプット	直接事務費 (千円)	51,541	47,405	41,895	49,333
	報酬	7,389	7,853	7,344	7,323
	需用費	3,515	2,931	3,316	2,750
	役務費	16,174	17,719	15,933	15,135
	委託料	22,824	14,356	7,831	14,112
	その他	1,639	4,546	7,471	10,013
	財源 (千円)				
	国		1,008	812	
	県				
	起債				
	その他		193	27	27
	一般財源[A]	51,541	46,204	41,056	49,306
	人件費(正規職員)[B] (千円)	52,060	47,292	47,819	47,780
	平均人件費(1日当り)	30.7	29.9	30.0	30.1
	事業量1(事業に要した日数)	283	264	265	265
事業量2(事業に要した人数)	6	6	6	6	
年間経費([A]+[B])	103,601	93,496	88,875	97,086	
「目的」対象一人当り経費 (千円)	7.4	6.6	6.3	6.9	
受益者人数(14,075) 1人当り経費(千円)	7.4	6.6	6.3	6.9	
経費に関する補足説明	平成18年度委託料のうち4,410千円についてはシステム改修で翌年度に繰越すこととなり、財源のうち国庫補助金1,008千円は翌年度歳入、また一般財源のうち3,402千円は執行されず繰越している。				

## Ⅳ Check (事業の自己評価・一次評価、コスト分析)

		単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
直接事業費	直接事業費対前年度増減率	%	-	92.0	88.4	117.8
	(直接事業費に係る問題点・課題等) 要介護認定において、現に介護サービスを利用していないが、万が一のためにという考えから認定の更新を繰り返している事例があり、認定に係る費用の増につながっている。 なお、平成18年度には要介護者で状態の安定している方については更新日を最長24ヶ月とした。このことにより、認定に係る一連の経費は軽減される。 保険料の納入については、強化月間を設け滞納者への訪問徴収等を実施し未納者の軽減を図っている。					自己評価 (5点評価) 4
人件費	人件費対前年度増減率	%	-	110.1	98.9	100.1
	(人件費に係る問題点・課題等) 平成17年度における給与費等については6名の配置であり制度改正にかかるサービス事業所への周知・指導・第3期事業計画の策定、滞納対策等年間を通じて時間外勤務をせざるを得ない状況であった。平成18年度においては業務は幾分減り時間外勤務については2,000千円余り(前年比70.3%)の減額となった。しかしながら減額になったとはいえ時間外勤務が多いことには変りがないため、平成19年度は業務の分散を図った。					自己評価 (5点評価) 4
総合評価	自己評価をふまえた現状分析 介護保険事業運営の重要な財源である保険料の滞納が毎年増える状況にあり、常習化防止のため徴収専門員の配置が望まれる。 また、認定調査及び介護サービスについては、被保険者への周知、提供事業者への指導等を積極的に実施し適正な介護保険運営の実施に今まで以上に重点を置く必要がある。					評価グラフ 

## V Action&amp;Plan (改善の内容)

	平成20年度にできる改善・改革	平成21年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 予算削減 <input checked="" type="checkbox"/> 事務改善 <input type="checkbox"/> 人員配置の見直し	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 事務改善 <input checked="" type="checkbox"/> 人員配置の見直し
	<p>平成18年度より認定調査員を2名体制とし新規申請者の調査は市職員で行い、平成19年度途中からは3名体制とし認定調査業務委託料の減額を図ると共に介護認定の適正に努めた。また、事業所等の連絡会を開催し集団指導を行い、介護保険給付の適正に努めた。</p> <p>今後も新規申請者については市職員による調査を実施することを基本とするとともに事業所等の指導を強化し適正化に努める。</p> <p>介護保険料の徴収については、介護保険係職員だけでなく課内職員の協力を得、4班体制の強化月間を設け夜間徴収を実施している。今後も徴収業務を計画的、積極的に実施し、介護保険料の未納者の軽減に努める。</p>	<p>介護サービス事業所の指導体制を充実させ、介護給付の適正化を徹底指導する。</p>
具体的な改善方法(現状維持以外の場合)	<p><b>直接事務費に関すること</b></p> <p>認定調査及び介護サービスについて被保険者への周知、提供事業者への指導等を積極的に実施し介護保険運営の適正化を図ることにより事務費が軽減される。</p> <p>介護保険料の徴収は、年金18万円以上の方については特別徴収しているが、平成20年度から後期高齢者保険料、又、65歳以上の国民健康保険税も特別徴収されることから、関係部局との情報を共有し事務の混乱、煩雑を最小限に抑え事務費の軽減に努め、被保険者に対しては、ご理解の得られる的確な説明ができるよう体制を整えなければならない。</p> <p>加えて、平成20年度は第4期介護保険事業計画作成の事務費が増える。</p>	<p><b>直接事務費に関すること</b></p> <p>平成20年4月1日からの高齢者に関する保険制度等の改正による関係部局との事務の調整を図り事務費の軽減に努める。</p>
	<p><b>人件費に関すること</b></p> <p>人件費については前述のとおり、平成18年度には要介護者で状態の安定している方については更新日を最長24ヶ月としたことにより、認定に係る一連の経費は軽減される。</p> <p>なお、時間外勤務を減額しようとしても、週平均2回の夜の認定審査会又、勤務時間内には介護保険に関する問い合わせの電話対応に追われ、事務がはかどらないことが度々ある。</p> <p>加えて、平成20年度は第4期介護保険事業計画作成の事務量が増え、人件費も増える。</p>	<p><b>人件費に関すること</b></p> <p>平成20年度は、後期高齢者制度の施行又、第4期計画作成で事務量が増えるが、平成21年度は事務量も幾分減り、人件費も20年度よりは減額され则认为。</p>

